

全国マスク工業会会員マークの運用基準



全国マスク工業会会員マーク運用基準は、全国マスク工業会会員（以下、会員という）が、当該会員の商品等に、全国マスク工業会会員マーク（以下、会員マークという）を表示する場合の細則を定めることを目的とする。

1. 会員マークの使用目的

会員マークの表示により、工業会の定める「マスクの表示・広告自主基準」ならびに「衛生マスクの安全・衛生自主基準」を遵守し生産された衛生マスクであることの情報
を広く社会に提供し、一般消費者が衛生マスクを安心して選択・使用できるように役
立てる。

2. 会員マークを表示できる商品の範囲

1) 会員マークを表示できる商品は、会員が製造又は販売する「マスク」とし、所定の手
続きにて品目ごとに会員マーク表示の登録を行った商品とする。

ここで言う「マスク」は、「捕集機能を標ぼうするマスクの表示・広告自主基準」を満たし
たマスク、または、「捕集性能を標ぼうしないマスクの表示自主基準」を満たしたマスクで
ある。

2) 会員が製造業となるOEM製品では、別途定めた「全国マスク工業会会員記号（ア
ルファベット）」を記載することにより、販売元（発売元）が非会員であっても会員マークを
使用できる。会員記号の記載場所は「全国マスク工業会会員マーク」の近くの余白と
し、ポイント5. 5号以上の級数文字で記載する。

全国マスク工業会会員記号は、事務局にて保管し退会の場合は欠番とする。また、
新規会員には希望により順次会員記号を設定し配布する。

3) 商品に会員会社名あるいは前述会員記号（アルファベット）が記載されていない場
合には、会員マークは使用できない。

3. 会員マーク表示商品の登録申請

1) 登録申請

会員マークを表示したマスク商品を対象として、以下の2つの基準に合致することを自社で確認の上、「全国マスク工業会会員マーク表示審査申請書」(別紙報告書式)にて全国マスク工業会事務局宛に提出する。

- (1)「捕集機能を標ぼうするマスクの表示・広告自主基準」との合致
- (2)「捕集機能を標ぼうしないマスクの表示・広告自主基準」との合致
- (3)「衛生マスクの安全・衛生自主基準」との合致
 - ・製造管理基準を示すこと
 - ・苦情処理担当者の連絡先情報を示すこと
 - ・また実地監査の適用となった場合、実地監査にて適合となること。

なお、審査申請時には、当該商品の宣伝、広告物及び JIS T9001 あるいは 9002 に規定する各種捕集効率試験、安全・衛生性に関する試験結果証明書の提出を求める場合がある。

2) 「会員マーク表示調査会」

構成委員は、別途、幹事会において、広報委員会、技術委員会委員から選出する。

3) 審査申請

会員マークの表示審査は「捕集機能を標ぼうするマスク」にあつては、JIS 適合審査を受ける際、同時に申請する。「捕集機能を標ぼうしないマスク」にあつては、発売前に審査を受け、表示可能として審査結果の通知を受ける必要がある。

4) 登録更新

会員マーク表示商品の追加・改廃を確認するため、「全国マスク工業会会員マーク表示商品シート」を年1回実施する調査依頼にて全国マスク工業会事務局宛に提出すること。提出が無い場合は、1年の猶予期間を以て会員マークの表示を無効とする。

4. 申請内容の調査

会員マーク表示商品における基準遵守の調査を会員マーク表示審査調査会として行う他、会員相互による情報提供に基づき、「会員マーク表示調査会」を適時開催し適正表示を確認する。

5. 調査後の対応

会員マーク表示調査会の調査結果に基づき、基準からの逸脱が認められた場合、工業会会長の承認のうえ、以下の対応をとる。

- 1) 会員マーク表示調査会から会員への是正勧告を行った場合、会員は勧告後1か月

以内に文書にて改善計画を工業会宛提出しなければならない。

- 2) 改善計画の回答がない場合や回答内容が基準から逸脱していると会員マーク表示調査会が判断した場合、工業会は会員へ会員マークの使用禁止と会員マーク表示商品の出荷禁止を要求するとともに改善要求を行う。
- 3) 工業会からの改善要求に応じない場合は、退会の勧告、基準違反内容の公表、関連する行政機関への情報提供を行う。
- 4) 会員マークの使用禁止
前述の措置の他、会員が退会した時は、会員として在籍中に登録した商品であっても、継続して使用できない。退会の申し込み時には、会員マークの表示があるマスクの自社在庫がない(無くなる)状態であることを宣誓書にて確認する必要がある。

6. 会員マークの表示方法

1) 表示場所

①パンフレット、店頭装飾物、広告宣伝物の場合:、別途発行する会員マーク広告用を使用する。

なお表示を予定するデザインを添付した広告使用申請書にてあらかじめ許可を得る必要がある。

②商品パッケージ(表裏を問わないが、消費者が購入する際に確認できる場所)

2) 大きさ

識字可能なサイズ以上とし、記載場所については、全体としてブランド名と誤認を与えないよう配慮すること。

3) 色

会員マークの色は自由とするが、使用できる色数は1色とする。

付則 2011年2月9日 制定

2012年9月1日 改定

(2. 会員マークを表示できる商品の範囲に2)3)を追加)

2016年2月9日 改定

(3. 会員マーク表示商品の登録申請の(1)(3)及びなお書き)

2026年2月14日 改定